

環境省令第二十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第四項、第二十一条第四項、第二十二条第四項、第三十三条第一項第一号及び第六十九条の規定に基づき、自然公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月十九日

環境大臣 望月 義夫

自然公園法施行規則の一部を改正する省令

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三十六項を同条第三十七項とし、同条第三十五項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第二十二項第三号及び第二十四項第一号」を「第二十三項第三号及び第二十五項第一号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項第一号中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第三

十二項とし、同条三十項第一号中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項第一号中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第十二項から第二十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。

三 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

四 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

第十四条第一号に次のように加える。

又 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

第二十条第六号イ(1)中「第十一条第三十五項」を「第十一条第三十六項」に改める。

附則第三項中「第二十五項まで及び第三十三項」を「第二十六項まで及び第三十四項」に改める。

附則第四項中「第十一条第十四項及び第三十三項」を「第十一条第十五項及び第三十四項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年六月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の自然公園法施行規則（以下「新規則」という。）第十一条の規定は、施行日以後にされる自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 平成二十七年七月三十一日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、新規則第十四条第一号又の規定は、適用しない。